

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合 下水道事業運営審議会
開 催 日 時	平成28年1月15日(金) 14時00分 ~ 16時30分
開 催 場 所	坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 3階議員控室
議長(会長)の氏名	会長 吉田 勝己
出席委員(者)の氏名	吉田 勝己 ・ 勝浦 信幸 ・ 川崎 孝 菊地 正春 ・ 高橋 義昭 ・ 森田 厚美 湯本 昇
欠席委員(者)の氏名	関原 勝
事務局職員の職・氏名	事務局長 加藤 裕之 参与兼次長 新井 正美 副参与兼課長 宇津木優明 副参与兼課長 高山 淳 副参与兼課長 田村 勉 課 長 中田 真一 副 課 長 飯田 清貴 課長補佐 大沢 嘉史 主 査 福田 尚也 主 事 荒井 遥
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	1 開会 大沢総務課課長補佐 2 挨拶 吉田会長 3 審議事項 (1) 下水道事業の運営について (2) その他 4 閉会
配 付 資 料	事前配付 ・ 下水道事業運営審議会資料(第3回) 当日配付 ・ 次第 ・ 資料(年度別下水道整備進捗状況及び水洗化一人当り有収水量) ・ 答申(案)

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p><開会・挨拶></p> <p>本日は大変お忙しい中、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>はじめにご報告させていただきます。本日、関原委員さんにおかれましては、所用により欠席される旨のご連絡があり、皆様によりしくお伝えしてほしいとのことでございますので、御了承いただきたいと思います。</p> <p>よって、本日は委員8名のうち7名の御出席をいただき過半数に達しておりますことから、ここに、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議の議事が成立いたしますことをあわせてご報告いたします。</p> <p>それでは、ただいまから、平成27年度第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会を開会いたします。</p> <p>吉田会長より御挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長挨拶)</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。</p> <p><審議事項></p>
事 務 局	<p>それでは、次第に基づきまして審議事項に入らせていただきます。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第1項の規定により、吉田会長をお願いいたします。</p> <p><審議事項(1)></p>
会 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いします。</p> <p>審議事項の前に、本会議の会議及び会議録につきましては、公開が原則となっております。</p> <p>最初に、傍聴人の関係であります。本日の会議における傍聴希望者はおりませんのでご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の会議の会議録への署名につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会運営規則第5条に会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならないと規定されておりますので、私から指名させていただきたいと思っております。</p> <p>会議録署名委員に森田委員さんと高橋委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(森田委員、高橋委員了承の意)</p>

会 長	<p>それでは、審議事項に移らせていただきます。 はじめに、審議事項（１）の「下水道事業の運営について」を議題といたします。担当課より内容説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>下水道事業運営審議会資料（第３回）に基づいて説明</p>
会 長	<p>御質問・御意見を伺いたいと思います。 委員の皆さん何かございますか。</p>
委 員	<p>いくつか質問いたします。 １点目として、下水道整備進捗状況と水洗化一人当たり有収水量について年度別一覧表の提示をお願いいたします。 ２点目として、未稼働施設はあるかどうか、あるとしたらどれくらい費用がかかっているか伺います。 ３点目として、現行の下水道使用料設定について、設定対象期間と、維持管理費と資本費の各経費回収率の設定目標を何%としたのか伺います。 ４点目として、計画地下水量率１５%の算定根拠について伺います。 ５点目として、不明水削減対策と周辺自治体の状況を把握されておられたらお示し願います。 ６点目として、雑収入の原子力損害に伴う賠償金の用途について伺います。</p>
事 務 局	<p>お答えいたします。 １点目につきましては、資料を作成いたしましたので配付させていただきます。（追加資料配付） 資料についてご説明いたします。 人口普及率につきましては、行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合でございます。水洗化率につきましては、処理区域内人口に対する、実際に下水道を使用している水洗化人口の割合でございます。 なお、人口の普及率と水洗化率につきましては、第１回の審議会にて配付しました資料にもグラフとして掲載しておりますので、併せてご覧いただければと思います。 ２点目に未稼働施設につきましては、当組合の施設で未稼働施設はございません。 ３点目の現行の下水道使用料の設定につきましては、平成２２年度から平成２４年度までの３年間を算定期間とし、使用料対象経費の８０%を回収目標として単価の設定を行いました。回収率の内訳としましては、維持管理費が１００%、資本費が５６%となっております。 ４点目の計画地下水量率１５%の算定根拠につきましては、下水道施設計画を立案するにあたっては、急速な人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化を勘案し、特に計画汚水量は処理場計画や管路計画の施設規模に大きく影響するため、適正な予測を行うことが必要であります。 計画汚水量は、家庭汚水量（生活汚水及び営業汚水）、工場排水量及び地下水量から構成されており、御質問の地下水量については地中で汚水管渠に自然に浸入してくる地下水の量のことで、設</p>

	<p>計指針において家庭汚水日最大汚水量の10%から20%を見込むこととされていることから、組合ではその中間値である15%を採用しております。</p> <p>5点目の不明水削減対策と周辺自治体の状況につきましては、不明水削減対策としては、昭和56年度から平成8年度まで北坂戸地区、富士見地区のヒューム管及び人孔を対象に浸入水防止工事を実施いたしました。また、現在は浸入水が多い地区を対象に管渠の耐震・延命と浸入水防止を合わせた工法に切り替えて計画的に実施しております。周辺自治体につきましては、川越市で老朽化した汚水本管の更生のみ実施していると伺っておりますが、その他確認した自治体では特に不明水対策は実施しておりませんでした。</p> <p>6点目の原子力損害に伴う賠償金につきましては、東京電力の福島第一原発事故による損害により前年度に要した費用で、例えば、平成26年度の決算書における1,796,379円につきましては、平成25年度に支出した放射性物質にかかる焼却灰の処分及び分析費用となっております。</p> <p>これら原子力損害に掛かる費用につきましては、下水道整備基金を財源としておりますので、収入した賠償金は全額、下水道整備基金へ積み立てております。</p>
委員	<p>追加で質問いたします。</p> <p>今後も下水道の普及は進んでいくと思われませんが、市民の節水意識が高まっている背景から、総合的に計画を今一度見直す必要があるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>お答えいたします。</p> <p>平成26年度の決算で、整備拡大により水洗化人口が増えたにもかかわらず、初めて有収水量が前年度を下回りました。また、水道企業団からも、1人当たりの使用水量が減少したという資料も得ております。今後の使用料の見込みにつきましては、水道企業団と情報を共有しながら現状を把握し、適切に見込んでいきたいと考えております。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他にありますか。</p>
委員	<p>いくつか質問いたします。</p> <p>1点目として、年間を通して不明水はどのように増減しますか。季節変動がありますか。</p> <p>2点目として、年間の雨水量、浸入量は把握されていますか。</p> <p>3点目として、雨水公費負担の原則からすると、不明水は主に雨水であるから、公費負担となるべきで、平成22年度の公費負担無しはおかしいのではないのでしょうか。公費負担の考え方について伺います。</p>
事務局	<p>お答えいたします。</p> <p>1点目の不明水の年間変動につきましては、降雨量に応じて変動しており、特に梅雨時、台風シーズン等は地下水水位が上昇することにより不明水が多くなります。また、冬の渇水期には雨量が少なく地下水水位が下がるため不明水は減少します。不明水は降雨</p>

	<p>量により増減する傾向にあります。</p> <p>2点目の降雨量につきましては、資料1ページの右端に年間の降雨量を記載しております。これは石井水処理センターに設置してある雨量計により計測したものであり、年間を通して一日単位、また時間単位で降雨量を記録しており、集計したものでございます。</p> <p>汚水の流入量につきましては、センターに流入する汚水流入量から有収水量を差し引くことによって、不明水量を把握することができております。</p> <p>3点目の平成22年度の公費負担が無い関係ではありますが、公費で負担すべき基準というものが、毎年総務省から出されておまして、その基準では、委員さんのおっしゃるとおり、雨水管の維持管理等に係る、雨水処理費に要する費用につきましては、すべて公費負担であります。</p> <p>浸入水につきましては、雨水の浸入と、もとは雨水となりますが管の老朽化による地下水の浸入、そして本当に不明な水の3つであると考えられております。今回の資料でお示した、不明水処理に係る費用につきましては、その原因が雨水だけでなく地下水も含まれていることから、雨水処理費とは別の基準が示されております。</p> <p>不明水に掛かる費用のうち、計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量分15%までは、使用料の対象となりますので、平成22年度につきましては、全て使用料の対象経費の範囲内であり、公費負担は無しとなっております。</p>
委員	<p>追加で質問します。</p> <p>不明水と雨水は区別しているとのことですが、雨水処理費はどこに記載されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>第1回の審議会にて配付いたしました資料の9ページ経費回収率の図をご覧ください。このうち、支出欄の「雨水・地域し尿の管理費」に雨水処理の維持管理費が含まれておまして、この分は公費負担となっております。</p> <p>今回、皆様に審議いただいておりますのは、「汚水分の下水道管理費」のうち使用料対象経費となっている部分についてでございます。その他配付しております資料につきましては、雨水処理に係る費用は除かれておりますので、ご了承願います。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他にありますか。</p>
委員	<p>質問いたします。</p> <p>経費節減はしており、他団体と比較しても収納率は低くない。有収水率が低い、他団体ではもっと低いところもある。他団体と比較して坂戸、鶴ヶ島下水道組合の使用料単価が高いのは何故ですか。</p>
事務局	<p>お答えいたします。</p> <p>代表的な理由としましては、当組合は処理場を2つ所有しているため、その維持管理費が大きな原因となっております。今後、2つの処理場を統廃合する計画も検討している状況でございます。</p>

委員	す。 2つの処理場を統廃合する計画が進むと、他団体と同じくらいの料金になるのでしょうか。
事務局	お答えいたします。 現在よりは維持管理費は減ってくると考えられます。 ですが、当組合は昭和48年から供用を開始しており、同様に供用開始から年数が経過している団体ほど、管渠の老朽化による浸入水が増え、有収水率が低い傾向にあると思われれます。そのため、今後は浸入水を防ぐための管渠の更生等費用のウエイトが高くなっていくと考えられます。
委員	処理場が2つあるため他団体に比べて経費が掛かる。今後は統廃合による経費節減を計画しているが、施設の老朽化対策があるため今後も経費の増加が見込まれるという理解で良いでしょうか。
事務局	はい。
会長	よろしいでしょうか。他にありますか。
委員	質問いたします。 不明水のうち計画地下水量率である15%については、第1回の資料9ページに記載されている表では、どの部分に含まれていますか。
事務局	お答えいたします。 不明水のうち計画地下水量率である15%については、使用料対象経費となりますので、第1回の資料9ページでは、支出の中に記載されている「使用料対象経費(A)」欄の1,225百万円に含まれております。 なお、15%を越える部分につきましては、公費負担として、「公費負担(C)」欄の122百万円に含まれております。
委員	では第1回の資料7ページに記載されている「経費回収率は100%が望ましい」というのは、第1回の資料9ページですと「使用料対象経費(A)」欄の1,225百万円について100%という解釈でよろしいですか。
事務局	経費回収率につきましては、使用料対象経費について100%が望ましいということでございます。 第1回の資料9ページですと、「使用料対象経費(A)」欄の1,225百万円と、公債費にあります「使用料対象経費(B)」欄の831百万円を合計した、「使用料対象経費(A+B)」欄の2,056百万円について、全て使用料で賄うのが理想ということでございます。
委員	不明水のうち計画地下水量率である15%については使用料から回収するということですか。

事務局	<p>国の基準で、雨水等が原因の不明水について15%相当の流入はやむを得ないとして使用料対象経費とすることとなっており、組合においても、国の基準に基づいて使用料対象経費としております。</p>
委員	<p>不明水については管理上の不備が原因ではないのですか。 使用者からすると、不明水について負担するということは考えていません。不明水にかかる費用は、全額、管理者の負担になるのではないですか。国の基準というだけでは説明になりません。 不明水を減らす努力はされているのでしょうか。</p>
事務局	<p>組合でも不明水を減らす努力として、不明水対策検討部会を設置し、どこの地区からどのように不明水が入ってくるのか、調査・研究しているところです。</p>
委員	<p>先ほどの説明で、不明水対策として昭和56年度から取り組まれており、現在は浸入量が多い地区から進めているということでした。そして今の説明で不明水対策検討部会でも、どこの地区から入ってくるのか調査しているということでした。 話が食い違っていませんか。</p>
事務局	<p>地区が分かっても、その地区の中のどこか、という具体的な場所まではなかなか特定できていないのが現状です。そういった点を含めて現在、調査・研究している状況でございます。</p>
委員	<p>第1回の説明では、不明水対策検討部会では「どのように調査していくのかの方向性を出す」という話でしたが、どのような調査をしていくのか調査するための検討部会なのですか。</p>
事務局	<p>不明水にもいくつかありまして、例えば誤接続による雨水の流入や、雨が降って入ってくる場合、もともとあった地下水が入ってくる場合等がございます。そういった諸事情を踏まえ、調査しているという意味で申し上げました。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他にありますか。</p>
委員	<p>意見を申し上げます。 1点目として、「下水道事業の運営について」ということについて、今日まで3回の審議を重ねてまいりました。そろそろ結論を出した方がよろしいのではないのでしょうか。 2点目として、個人的には耐震化事業が1番重要であると考えています。どこの市町村も耐震化事業には大きなコストがかかっていますが、国の補助金含め、構成市負担金等の財源を確保し、しっかり進めていただきたいです。 3点目として、財務的な観点からみると県内の他団体と比較しても、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の経営状況は決して悪くありません。もし、使用料の改定を検討しているのであれば、個人的な見解としては、今回は見送るべきではないでしょうか。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他にありますか。</p>

委 員	<p>意見を申し上げます。</p> <p>不明水につきましては、管渠のクラックからの地下水の侵入だけでなく、大雨時にU字溝等で飲み込めなかった雨水が入っているのではないかと思います。</p> <p>経費については、いままでの説明で処理場の維持管理費や管渠の布設工事等でお金がかかることから使用料の見直しが必要な流れであることは分かります。しかし、受益者負担金の報奨金制度や管理者及び議員等の兼務による報酬などは、条例改正を行えば削減することが出来るのではないのでしょうか。そういった努力をせずに使用料の改定を行われても使用者側からの理解は得られません。管理者や議員の皆さんはもっとしっかりしてほしいと思います。</p>
会 長	<p>ここで暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩終了)</p>
会 長	再開いたします。委員の皆さん何かございますか。
委 員	(なしの声)
会 長	<p>他に、ご意見・ご質問がないようでしたら、私のほうから、提案させていただきます。</p> <p>今回、「下水道事業の運営について」管理者より諮問され、本日を含め、3回に渡り審議いただきましたが、意見も出尽くしたようですので、この辺で諮問された事項につきまして、答申案を作成することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委 員	(了承の声)
会 長	<p>それでは、ここで暫時休憩とし、私のほうで答申案をまとめたいと思います。</p> <p>(休憩終了。委員に答申案を配付)</p>
会 長	<p>再開いたします。</p> <p>それでは、答申案を作成しましたので、事務局より朗読願います。</p>
事 務 局	(答申案を読み上げる。)
会 長	ただいま読み上げた内容でいかがでしょうか。何かご意見、ご質問はありますか。
委 員	私はこれで良いと思います。
委 員	「現行使用料の見直しを行うことが妥当と判断する」というのは、諮問されていない内容についての答申になるのではないのでしょうか。出された資料に基づいてのみ答申すべきと考えます。

委員	先ほどこれで良いと申しましたが、これまでの審議会を経て、経費の節減は当然ですが、施設の老朽化により増大する維持管理費に対応するため、また、構成市の負担を削減するためには、使用料に言及することになると考えました。
委員	「現行使用料の見直しの検討をする」という表現が良いのではないのでしょうか。また、「構成市からの負担金に過度に依存せず」とありますが、私は過度に依存しているとは思いません。
委員	先ほども申しましたが、使用料については、諮問されていません。今までの説明を聞いて財政状況が厳しいことは分かりました。しかし、平成26年度の決算審査意見書でも、経営状況が厳しいとは書いてありますが、使用料の見直しを行うべきということは書いてありません。「使用料」という言葉を入れることは出来ないと思います。
委員	「経営基盤を築く必要がある」までで良いのではないのでしょうか。
委員	「経営基盤を築く必要がある」という文言まででは第1回の資料に書かれていますし、答申としては少し具体性に欠けると思います。使用料については、文末に移し、「使用料のあり方について引き続き検討されたい」という表現でいかがでしょうか。
委員	これまでの審議会で、説明を受け、使用料の改定もやむを得ない経営状況であると私は理解しました。使用料の改定内容については別として、「使用料」という言葉を入れても良いと思います。
会長	「使用料」という言葉について議論がなされておりますが、第1回の資料1ページに「現状使用料負担水準をはじめとする経営状況を把握する必要がある」と記されており、あくまでも経営状況の一部という解釈で「使用料」という言葉を入れても良いのではないのでしょうか。
委員	組合にとって大きな収入は構成市負担金と使用料しかありません。そうすると、使用料には触れざるを得ないのではないのでしょうか。
委員	「受益者負担の見直し」という表現はいかがでしょうか。
委員	使用料に触れること自体は諮問に対する答申として問題ないと思います。「現行使用料の検討が必要」という表現ではいかがでしょうか。
会長	ここで、多数意見である「使用料」という言葉を取り入れ、再度答申案をまとめたいと思います。ここで暫時休憩とします。 (休憩終了。委員に答申案を配付)
会長	再開いたします。

		<p>それでは、答申案を修正しましたので、事務局より朗読願います。</p>
事務局		<p>(答申案を読み上げる。)</p>
会長		<p>ただいま読み上げた内容でいかがでしょうか。何かご意見はありますか。</p>
委員		<p>(なしの声)</p>
会長		<p>それでは、ただいまの答申案のとおり管理者へ答申することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員		<p>(了承の声)</p>
会長		<p>本来であれば、この席で管理者へ答申するところですが、本日、管理者は公務が重なっているとのことですので、後日、答申書を提出することといたします。</p>
		<p><審議事項(2)></p>
会長		<p>次に、(2)「その他」を議題といたします。 委員の皆さんから何かご質問等はございますか。</p>
委員		<p>(特になしの声)</p>
会長		<p>事務局から何かありますか。</p>
事務局		<p>特にございません。</p>
		<p><閉会></p>
会長		<p>それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます 委員の皆様には、長時間にわたり熱心な御質問・御議論いただき、ありがとうございました。</p>